

中央環状トンネルにおける危険物積載車両の通行の規制について

1 規制対象となる長大トンネルの要件適合性

道路法において危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる水底トンネルに類するトンネルのうち、長大トンネルは、延長5 km以上と規定されている。(道路法施行規則第4条の9)

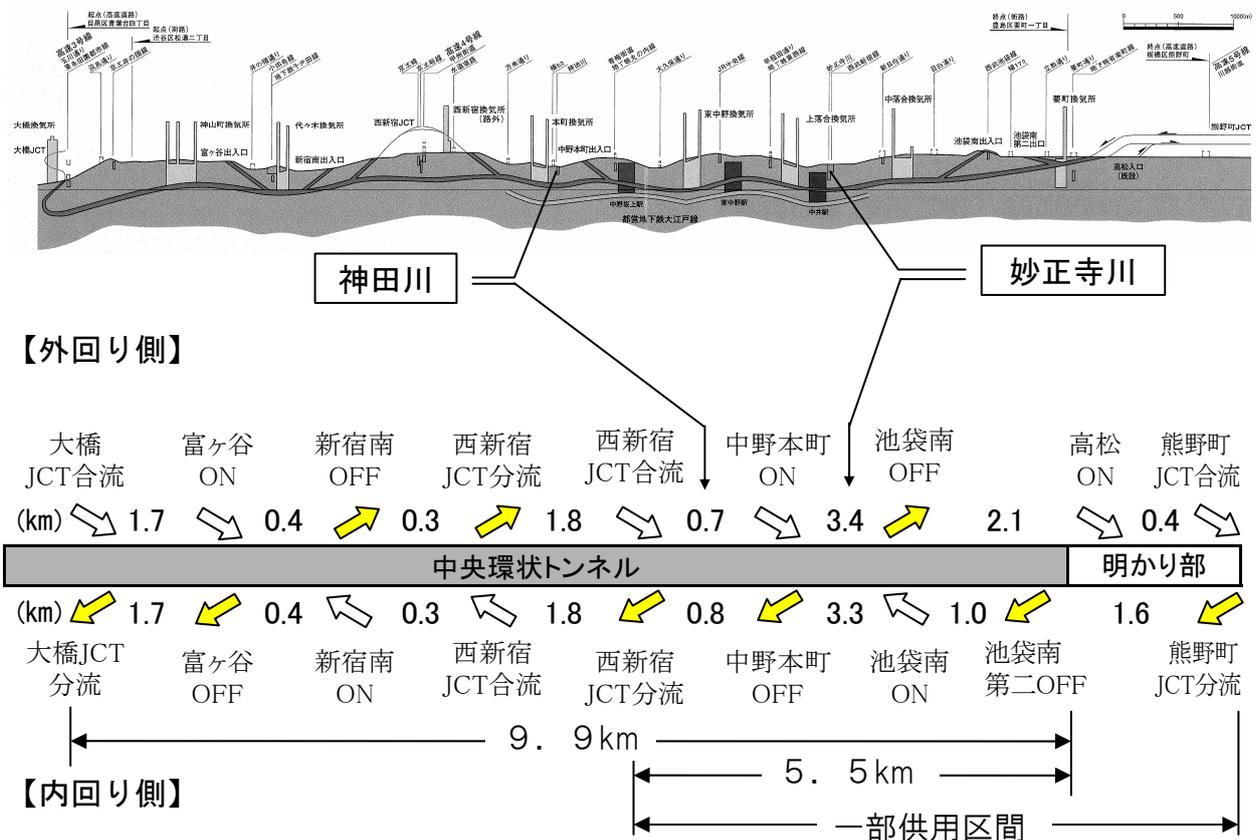
中央環状トンネルは、トンネル延長が5 kmを超えるため、危険物を積載する車両の通行を禁止し又は制限できる長大トンネルに該当するものと思料される。

※ 一部供用区間(熊野町JCT～西新宿JCT)に限った場合でも、トンネル延長が5 kmを超えるため、長大トンネルに該当すると思料される。

また、同トンネルについては、神田川、妙正寺川の下を通過しており、長大トンネルのみならず水底トンネルとしての性格を有している点にも留意が必要である。

なお、中央環状トンネルについては、分合流が設置されているが、危険物積載車両の事故の発生に対して交通の危険の防止及び構造の保全の観点からは、通常の長大トンネルと大きな差が無く同様に規制することが適当と解される。

※ 中央環状トンネルと交差する河川



2 規制内容の基本的考え方

中央環状トンネルの規制内容を検討する際に考慮すべき点として、法制度、安全性、社会・経済的影響等があるが、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 各危険物関係法令等については、近年大きな状況の変化がないこと② 延長の似通っているアクアトンネル等と同程度の設備を有すること③ 危険物積載車両の迂回路（山手、環七、環八通り等）が存在すること |
|---|

等から、他のトンネルと同様の規制内容とすべきものと考えられる。

ただし、「道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の通行制限について（通知）（平成17年3月31日付国道交第98号）」に基づき水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する車両の通行規制の緩和を検討する必要がある。

《参 考》

・道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）－抄－
（通行の禁止又は制限）

第四十六条 （略）

3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

・道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）－抄－
（水底トンネルに類するトンネル）

第四条の九 法第四十六条第三項に規定する国土交通省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネルとする。